

入札説明書

令和6年11月2日

公益財団法人四国民家博物館

「国指定重要文化財旧河野家住宅美観向上整備事業にかかる施工業務」の入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日 令和6年11月2日（土）

2 契約担当者

〒761-0112 香川県高松市屋島中町91

公益財団法人四国民家博物館事務局

渡辺 伸一郎

Tel：087-843-3111

Fax：087-844-1831

E-mail：sh-watanabe@katolec.com

3 入札に付する事項

(1) 委託業務名

国指定重要文化財旧河野家住宅美観向上整備事業にかかる施工業務

(2) 委託業務の内容

実施設計図のとおりです

(3) 委託業務の実施場所

実施設計図のとおりです

(4) 委託期間期限

契約締結日～令和7年3月15日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

また、入札書の提出の際に、工事費計算書に詳細を記載し提出してください。

入札書と工事費計算書は、この入札説明書に添付しています。

4 契約書作成の要否

(1) 要します。

(2) 落札した方は、契約担当者から契約を締結する旨の通知を受けた日から5営業日以内に契約書に押印し、提出してください。期間内に提出されない場合は、契約の権利を失うこととなりますのでご注意ください。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合やその他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することとします。

5 入札説明書の交付

この文書です

6 入札に関する質問の受付

入札に関する質問がある場合は、令和6年11月15日（金）午後5時までに指定の様式を使用して行ってください（文書はFAX または電子メールでの送付も可とします）。質問書の様式は、この文書に添付しています。

回答は、令和6年11月21日（木）までの間に、質問に応じメール・FAX等で順次入札希望者全員に周知します。

7 入札及び開札

(1) 入札及び開札を行う日時及び場所

入札は令和6年11月25日（月）以降、令和6年11月28日（木）17時までに、2に示した場所に到着するよう、「一般書留」「簡易書留」「レターパック（赤）」のいずれかによって郵送してください。持参も可能ですが、事前に電話もしくは電子メールで訪問予定をお知らせください。

なお、代理人が入札を行う場合は、委任状（書式同封）もあわせて提出してください。

入札書及び見積書の送付がなかった場合には、入札を辞退したものとして取り扱います。

(2) 入札書

入札書の様式は今回の文書に添付しています。

(3) 開札は令和6年11月28日（木）17時以降速やかに2に示した場所にて実施します。

(4) 既に提出した入札書の取替え、変更又は取り消しはできませんのでご注意ください。

(5) 開札時については、入札参加者のうち希望する者がいるときは、開札に立会うことができます。代理人が立会いを希望する場合は立会委任状を持参してください。開札の立会いを希望するものがない場合は、入札事務に関係のない職員が開札に立会うこととします。

- (6) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、開札立会人によるくじ引きで、落札者を決定します。
- (7) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。
- (8) 入札は原則として2回を限度とします。落札者のない場合は改めて入札手続きをやりなおすか、又は施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を行うかのいずれかとなります。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去5年以内に、文化財建造物の保存修理の実績が1件以上ある若しくは、現在実施中であることを証明した者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (4) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力でない者であること。

9 入札者に求められる事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、8（2）の要件を満たすことを証明する書類を令和6年11月12日（火）17時までに、2に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。書類の提出はメールもしくはFAXで行ってください。
- (2) 上記9の（1）により提出された書類の審査結果は、令和6年11月15日（金）までにファックス又は電子メールで通知しますので、事業者名、担当者名、電話番号及びファックス又は電子メールアドレスを記入した書類を、上記提出書類と併せて提出してください。
- (3) 守秘義務等
この入札説明書の交付を受けた事業者（従業員等を含む）は、提供を受けた文書、図面、データ等すべて（この入札説明書のほか、追加資料を含む。以下、「提示資料」とい

う。)について守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、提示資料を本件の入札及び契約手続き以外の目的(広告、宣伝、販売促進及び公報等を含む。)に使用してはなりません。

10 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は、これを無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない方の入札
 - ① 委任状を持参しない代理人の入札
 - ② 上記に掲げる「入札者の参加資格」のない方の入札
- (2) 入札者等が談合して入札したと認められる場合。
- (3) 入札に際し不正の行為があった場合
- (4) 入札者等が同一の入札について2以上の入札をした場合。
- (5) 入札書に氏名その他重要な文字又は押印が誤脱し、又は不明瞭である場合。
- (6) 入札書の金額を訂正した場合。
- (7) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった方の入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札心得、説明書等で指示した条件及び契約担当者があるからじめ指定した事項に違反した場合。

11 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

なお、入札結果は、競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表します。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがあります。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とします。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5営業日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とします。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合やその他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができます。

1.4 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはなりません。

1.5 履行の確認・支払い

- (1) 契約の履行を完了したときは、その旨を届け出て検収（検査）を受けてください
- (2) 検査に合格した後、請求書を提出していただき、指定の金融機関の口座に請求額を振り込みます。

なお、委託期間内に履行されなかった場合は、遅延損害金（契約金額に対して当該委託期間が経過した日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率）を徴収いたしますのでご注意ください。

1.6 その他

次に該当する場合は、入札に参加できません。

期限内に提出を求められている確認書類等を提出しなかった場合。

以上